

## 安全保障輸出管理に係る対応について

独立行政法人海洋研究開発機構  
事業推進部国際課

## 1. 背景

武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐために、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）に基づく輸出等の規制があります。平成 22 年 4 月より大学や研究機関を含む全ての輸出者は、輸出者等遵守基準に従って適切な輸出・技術提供を行うことが義務づけられています。

## 2. 海洋研究における輸出例

研究船上にて使用する観測機器等は、外国で荷下ろしをしない限りは輸出に該当しませんが、たとえ使用後は回収し日本へ持ち帰る観測機器等であっても、領海外で研究船から切り離して使用する場合（漂流を含む、海中-海底設置等）は輸出となります。「規制されている貨物又は技術（以下、貨物等）を輸出又は提供（以下、輸出等）しようとする者は、経済産業大臣の許可を受け（外為法第 48 条、第 25 条）」なければなりません。また、本法においては、輸出貨物の船への積み込み時点で輸出となりますので、許可のない輸出貨物・研究機器は出港前であっても研究船へは搭載できません。

## 3. 持ち込み機器類に係る輸出管理

持ち込み機器類が外為法による規制に該当する場合には、機器を持ち込む応募者の責任で所属の組織・機関において輸出許可を取得してください。（安全保障輸出管理部署にて）

許可申請手続きに必要な期間は、組織等により異なりますが、一般包括許可を有している組織等であれば一般包括許可は数日から数週、経済産業省の個別許可では約一月です。

## （参考）海洋研究開発機構における輸出管理

機構における輸出管理では下に示す 4 点を、それぞれの役割と責任において確認しています。輸出管理審査票を使って審査を行い、規制に該当する場合は許可を取得します。

- ① 貨物等の該非                   （メーカー等より該非判定書を入手して確認）
- ② 輸出等の仕向け地           （公海を含み、①との組み合わせで許可の要否を決定）
- ③ 貨物等の用途               （軍事用途や核兵器等の開発に使用される懸念の確認）
- ④ 輸出等の相手先             （懸念リストへの掲載有無の確認）

以上